

新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想

平成29年（2017年）5月

豊中市

目

次

1. はじめに	1
2. 整備に向けた基本コンセプト	3
3. めざす機能・役割と主な事業内容	4
(1) 地域支援機能	4
(2) 児童発達支援事業	5
(3) 診療所機能	6
(4) その他の機能・役割	6
4. 整備計画（案）	7
5. 今後のスケジュール	8
参考資料	9

現在の市立児童発達支援センターの概要

1. はじめに

平成24年（2012年）4月に改正された児童福祉法では、障害児通園施設については障害の種別ではなく利用形態別に一元化され、「障害児通所支援」の実施主体が市町村に移行するとともに、児童福祉施設である「児童発達支援センター」は、地域の中核的な療育施設として、通所による児童発達支援だけではなく地域の障害児やその家族からの相談、障害児が通う施設・事業所等への援助・助言などの地域支援を合わせて行うことが求められることとなりました。

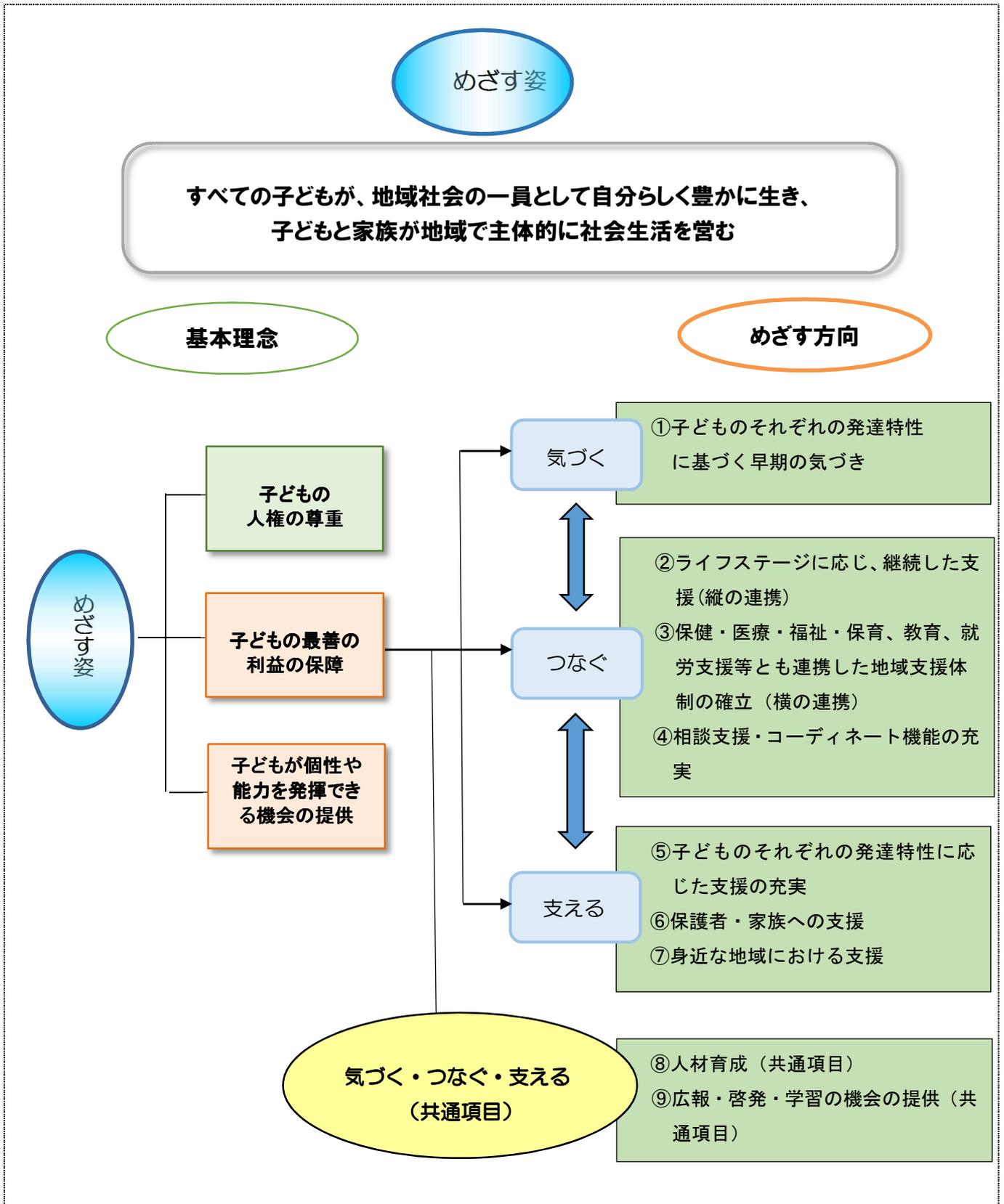
これに伴い、本市においても、平成24年（2012年）4月から知的障害児通園施設豊中市立あゆみ学園は福祉型児童発達支援センターに、肢体不自由児通園施設豊中市立しいの実学園は医療型児童発達支援センターに移行し、平成27年（2015年）4月からは両センターにおいて「障害児相談支援」及び「保育所等訪問支援」事業を開始しました。しかし、利用実態については、移行前と大きく変化するには至っておらず、法改正の趣旨に則した機能・役割を十分発揮できるよう、更なる見直しが課題となっています。

一方、障害のある子どもへの支援については、平成27年（2015年）3月に策定した豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」で重点施策に掲げるとともに、市の基本政策においても「発達支援・療育の充実」を掲げています。このことから、支援を行う庁内関係各課との意見交換等により、現状把握と課題整理を行ったうえで、豊中市の「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」（平成28年（2016年）9月、以下「支援の考え方」という。）を取りまとめ、障害のある子どもへの支援を行う関係機関での共有及び「支援の考え方」による「めざす姿」（次ページ参照）に向けた具体的な取組みの検討を進めているところです。

この「新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想」（以下「基本構想」という。）は、「支援の考え方」を踏まえ、障害や発達に課題がある子どもが地域で安心して成長できる環境整備を行うため、障害の種別に関わらず、総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる「新・児童発達支援センター」の整備に向けた基本的な考え方を示すものです。

なお、基本構想においては、施設運営の効率性と事業運営の有効性の観点から、二つの児童発達支援センターの一元化、公民役割分担の見直しも含めた考え方を示しています。

参考 障害のある子どもへの支援のイメージ



「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」(平成28年9月)より

2. 整備に向けた基本コンセプト

① 気づきから適切な支援へ、高い専門性で支えます。

障害のある子どもや配慮が必要な子どもが増加するとともに、障害の特性は複合化、多様化している傾向にあります。障害についての気づきは、家庭内で見られることもあります。母子保健にかかる集団健診や保育所や幼稚園、こども園、小学校、中学校といった集団（以下「母集団」という。）において発達に課題や遅れが見られることに気づくなど、個人個人それぞれ時期が異なります。できるだけ早期に気づき、子どもへの関わりへの不安やその母集団において適切に支援するとともに専門機関につなげることが大切です。

新たな児童発達支援センター（以下「センター」という。）では、保護者の気づきや母集団での気づきに寄り添い、適切な支援につなげるためのアセスメントについて、保護者、家族、子どもを取り巻く支援者を含め、サポートできる体制を整備します。

② 関係機関と連携し、自立までしっかりつなぎます。

障害のある子どもにとっての支援者は、まずは子どもの保護者、家族です。また、子どもが生活する場である地域の人々や子どもたちが学び育つ場である母集団で関わる人などが支援者としての意識を持ち、子どもの障害を理解し、地域社会で自分らしく生きていくことを支えることが大切です。

センターにおいては、こうした視点に立ち、支援が途切れないよう身近な地域で医療、保健、福祉、保育、教育、就労支援等の機関が連携して支援できるようネットワーク体制を確立し、情報の共有や相互連携を進めます。

③ 公・民の支援者の協働による支援の質の向上と量の充実を進めます。

支援の専門機関においては、それぞれの専門性を発揮することでより質の高い療育の提供をめざすことが大切です。一方で、保護者支援の側面から一時的な預かり機能の充実が求められています。こうしたさまざまなニーズへの対応と支援の質の向上の両面から、民間事業者とともに子どもや保護者が安心して過ごすことができ、子どもの集団生活への適応や保護者、家族への「子どもの育ちを支える力」の支援につながるよう環境整備を進めます。

3. めざす機能・役割と主な事業内容

(1) 地域支援機能

多様化する子どもの発達特性・障害特性に対応するため、医療職・社会福祉職など多職種の専門職を配置し、対象となる子どもについて初期の相談を行うとともに、医療、保健、福祉、教育などの重なり合う領域の各分野が持つサービスをコーディネートして、身近な地域でつながりのある総合かつ適切な支援を提供できるよう、調整する機能を担います。

また、子どもの地域における生活を支える支援として、専門職が母集団を訪問し、連携、協力により、子どもの集団生活適応に向けて、助言等を行います。

【事業内容】

① 相談支援機能

○ 一般初期相談^{新規}

障害や発達に課題のある子ども、その保護者や支援者に対して、様々な支援やサービスをコーディネートして、初めての相談からの一元的な相談窓口として総合的な調整を行います。

○ 障害児相談支援事業

障害や発達に課題のある子どもが適切な支援を受けることにより、地域の中でいきいきとした生活が送れるよう子どもの目線と保護者の気持ちに沿って相談支援を行い、支援の利用計画を立てていきます。

○ 障害児等療育支援事業

就学前、就学後を問わず、また母集団の有無に関わらず、障害や発達に課題のある子どもとご家族や保護者の地域における生活を支えるため、専門職が相談に応じたり、療育指導を行います。また、障害福祉センターひまわりとは協力施設として、義務教育終了後、15歳から18歳までの所属先がなく支援が途切れるケースも含めて、障害のある子どもがその後自立するまでいつでも相談ができ、支援者にとっても円滑に連携ができるネットワークを活かした支援を行います。

② 訪問支援機能（アウトリーチ機能）

○ 障害児等療育支援事業（再掲）

就学前、就学後を問わず、また母集団の有無に関わらず、障害や発達に課題のある子どもとご家族や保護者の地域における生活を支えるため、専門職が訪問による療育指導や子どもが所属する母集団や通所する民間事業所への後方支援を行います。

○ 保育所等訪問支援事業

障害や発達に課題のある子どもの集団生活の適応に向けて、子どもの状況や、環境に応じ

て、訪問による支援を行います。

(2) 児童発達支援事業

これまで二つの児童発達支援センターで培った、子どもが主体的に生活する力をはぐくむための支援や、多様化する子どもの障害や発達に対する保護者の支援といった専門性を活かし、子どもの特性や保護者の様々なニーズに対応できるよう、民間事業者とともに療育の充実を図ります。

とりわけ、公立の役割としては、子どもと保護者が一緒に通園することを基本にした人と関わることよさや気持ちの通じ合う関係の土台づくり、社会生活への第一歩となるような支援に力点を置きます。

【事業内容】

① 通所事業（親子通所）

子どもの日常生活を大切にし、子どもと保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような豊かな親子関係を大切にした支援を行うことにより、子どもとその家族・保護者が自分らしく地域で主体的に「生活する力」を育てます。

② 小集団親子教室事業 拡充

障害や発達に課題がある子どもに対し、保護者への早い段階での気づきを促すとともに、子どもの発達特性や「育ち」を確認し、適切な関わりについて支援していきます。様々なニーズへの対応に向け、定員の拡充や効率的なプログラムにより、専門的機能を有する早期の発達支援の拠点としての機能が発揮できるようにします。

◎ きょうだい等を預かる保護者支援の実施 拡充

小集団親子教室事業での療育や保育を受けたいが、きょうだいを預かる場所がないため利用できないことがあることから、安心して親子で支援が受けられるよう保護者ニーズに対応します。

(参考) 民間活力導入による実施事業

☆ 個別療育

個々の子どもの発達や障害特性について、専門的な見立てを行い、保護者の不安をやわらげ、集団生活や地域での生活に適応するよう、子どもの「育ち」の支援に向けた療育を行います。

☆ 単独通園

子どもの育ちにあった、小さな集団での遊びや生活をとおして、気持ちが通い合う関係の土台づくりや、自信や意欲など子どもの持てる力が発揮され、生活する力をつけていくなど、一人ひとりの子どもに合った「育ち」を支援します。

(3) 診療所機能

子どもの成長段階に応じた気づきへの対応も含め、身体機能に課題を持つ子どもや発達の気になる子どもで医学的な見立てが必要な子ども全般に対し、心身機能の見立てを行います。また、医療機関からの紹介だけでなく、地域支援機能において医学的な見立てが必要と判断した子どもに対しては、医師の診察のもと、適切な支援に向けた助言等を行い、必要な子どもへは専門的なリハビリテーションにより、地域での日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした支援を行います。

【事業内容】

① 診療

小児科医及び整形外科医を中心に心身の発達について診察し、医学的なリハビリテーションの必要性の見立てや日常の関わりなど医学的な見地により助言等を行います。

② 医学的なリハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）の実施

診療によって、必要に応じて、専門的なリハビリテーションにより、地域での生活の質の向上を目指します。療法士による子どもへの直接的な訓練のほか家族・保護者への支援も行います。

(4) その他の機能・役割

地域の拠点施設として、子どもの育ちを支える力の向上、心理的負担の軽減、精神面でのケアに関わる支援や仲間づくりを含めた交流のための家族・保護者支援を行います。また、障害や支援、社会資源に関わる必要な情報を共有する機能、障害のある子どもの地域社会で育むための交流・連携を行うほか、災害時等における福祉避難施設としての機能・役割を担います。

☆こども相談課発達支援係（すこやかプラザ）の機能・役割（参考）

○障害児通所給付費等の支給決定

○児童発達支援センターとの連絡調整

○支援者に対する人材育成機能、民間事業所に対する支援^{拡充}

障害児支援事業所の支援者に対する研修会の実施による、療育の質の向上につながる人材育成に関わる取組みのほか、事業所の安全対策、法改正等による制度の見直し内容に対する啓発・周知

○支援者間の交流連携^{拡充}

障害児支援事業所の支援者間の相互の連携を促進し、療育の質の向上につなげる取組みとしての児童発達支援センターと共に実施する支援者間の情報交換や意見交換

○障害児支援事業所の情報発信及び提供

4. 整備計画(案)

(1) 児童発達支援センターの整備について

- ①所在地：豊中市稲津町1丁目1番20号
しいの実学園・障害福祉センターひまわり
- ②構造：鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階（耐震性能：新耐震）
- ③敷地面積：3,038.28㎡
- ④延床面積：6,695.35㎡（内1階しいの実学園1,339.32㎡）
- ⑤整備のイメージ（福祉型児童発達支援センター及び診療所部分）

4階	【診療所部門】 事務所、診察室2室、医師控室2室、カルテ室、理学療法室、作業療法室（個室含）、心理療法室2室、言語聴覚室2室
3階	（障害福祉センターひまわり） 体育室、浴室、機械浴室、多目的室
2階	【共用部分】 相談室2室（障害福祉センターひまわりと共用） 【福祉型児童発達支援センター】 地域支援機能職員室、相談室 ※障害福祉センターひまわりと共用階
1階	【親子通園・小集団親子教室・きょうだい一時保育】 ○事務所、ホール ○保育室 現しいの実学園園児用、現あゆみ学園親子通園園児用 小集団親子教室用 ○きょうだい一時保育室 ○遊戯室、静養室、医務室、保護者控室
地下 （共用部分）	○駐車場28台（車いす用4台）、警備室、機械室、更衣室

- 施設全体として、障害福祉センターひまわりの機能とも一体的に切れ目のない支援を実現できる事業展開や運営のあり方の検討を行います。
- 上記整備及び民間活力導入後のあゆみ学園及び旧桜井谷老人デイサービスセンターの跡地の活用については、施設の有効活用の観点から今後検討を行います。

5. 今後のスケジュール

平成 29 年度（2017 年度）

- 4 月～ ： 障害児等療育支援事業（18 歳未満）のこども未来部への事業移管
- 6 月～3 月 ： 工事設計
- 10 月 ： 利用者・家族への説明
- 12 月 ： 工事契約手続きに係る債務負担補正（平成 29 年 12 月定例会上程）
- 3 月 ： 工事に係る予算要求（平成 30 年度当初予算）
- 3 月 ： （仮称）新・児童発達支援センター条例の上程
- 3 月 ： あゆみ学園条例・しいの実学園条例の廃止（平成 30 年 3 月定例会上程）

平成 30 年度（2018 年度）

- 4 月 ： 利用者・家族への説明
- 4 月～ ： 民間事業者における児童発達支援事業公募・選定
- 6 月 ： 工事契約についての承認（平成 30 年 6 月定例会上程）
- 7 月～1 月 ： しいの実学園及び障害福祉センターひまわりの工事
- 7 月～ ： 工事に伴うしいの実学園の仮移転運営
- 12 月 ： 利用者・家族への説明

平成 31 年度（2019 年度）

- 4 月～ ： （仮称）新・児童発達支援センターの供用開始
- 4 月～ ： 民間事業者における児童発達支援事業運営開始

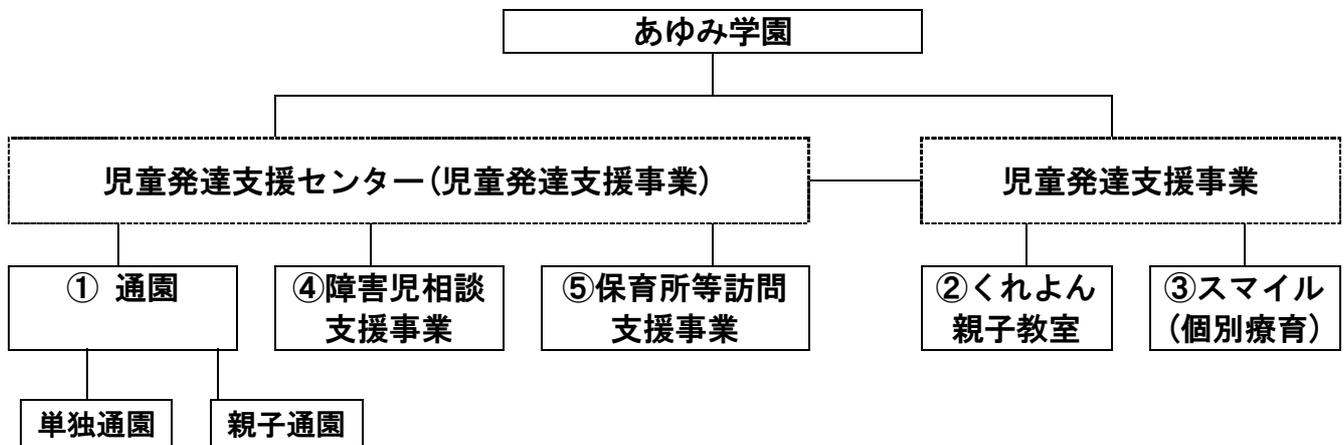
参考資料 現在の市立児童発達支援センターの概要

(1) 福祉型児童発達支援センター豊中市立あゆみ学園の概要

あゆみ学園は、昭和40年9月、児童福祉法による現在でいう知的障害児を対象とする通園施設として開設しました。開設当初は、4歳から9歳までの児童を対象に、小学校の養護学級に編入する際の橋渡しの役割が期待された当園も、「ともに学び、ともに育つ」本市障害児教育・保育の進展とともに対象児童や求められる役割も変わってきました。現在は、主に就学前の知的障害や発達に課題のある児童に対し、少人数のきめ細かい保育の中で、集団での関係の土台づくりや生活力の獲得に向け、保護者と連携した支援を行っています。

<事業体系>

(平成28年度(2016年度)現在)



①通園

- ・定員 70名
- 単独通園クラス
 - ・3歳児以上：基本的には年齢別クラス
- 親子通園クラス
 - ・2歳児以下

② くれよん親子教室

- ・定員 午前(午前10時～正午)25名
午後(午後1時～午後3時)25名
- ・1歳児から3歳児

③スマイル(個別療育)

- ・定員 30名
- ・概ね4歳から5歳児

④障害児相談支援事業

⑤保育所等訪問支援事業

【参考】

○契約者数(平成29年2月1日現在)

- ・単独通園クラス：31名
- ・親子通園クラス：20組
- ・くれよん親子教室：69組
- ・個別療育(スマイル)：28名

○一日当たりの平均利用者数(現状)

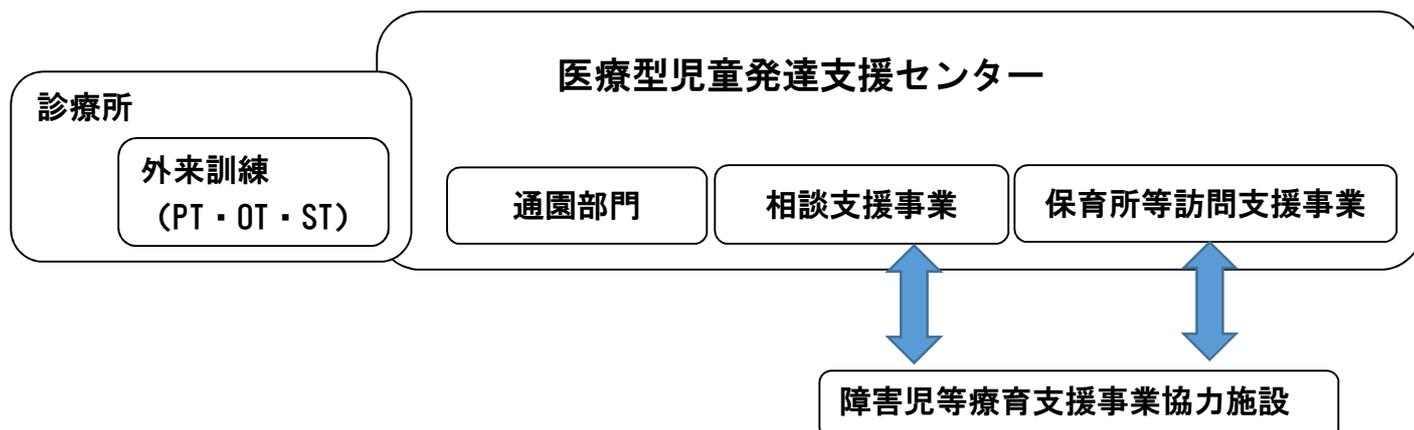
- ・単独通園クラス：25名
- ・親子通園クラス：16組
- ・くれよん親子教室：17組
- ・個別療育(スマイル)：2～3名

(2) 医療型児童発達支援センター―豊中市立しいの実学園の概要

しいの実学園は、昭和 44 年 5 月、運動機能の発達に障害のある児童を対象とした肢体不自由児訓練施設として開設しました。原則は親子通所とし、医学的リハビリテーションや療育支援を実施してきました。また、診療所機能の併設により、就学前の児童だけでなく、当園につながるのある就学後児童や成人期においても保護者との連携も含めた支援を進めてきました。

<事業体系>

(平成 28 年度 (2016 年度) 現在)



① しいの実学園の位置づけ

- ・ 医療型児童発達支援センター（診療所（小児科・整形外科）を併設）

② しいの実学園で行っている事業

- ・ 通園部門（医療型児童発達支援）
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 外来訓練部門（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）
- ・ その他の事業（障害児等療育支援事業協力施設等）

③ 通園部門（原則親子通園）

○主な内容

- ・ 保育
- ・ 訓練
- ・ 給食（自園調理）

④ 障害児相談支援事業

⑤ 保育所等訪問支援事業

⑥ 外来訓練

【参考】

- 契約者数（平成 29 年 2 月 1 日現在）
 - ・ 通園：28 名
- 一日当たりの平均利用者数（現状）
 - ・ 通園：3～12 名
- 一日当たりの平均外来者数（現状）
 - ・ 外来訓練：20 名

新・児童発達支援センターの整備に向けた基本構想

平成29年（2017年）5月

<発行>

豊中市子ども未来部子ども相談課

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号

電話：06-6858-2285

FAX：06-6846-6080